

過齢未就学児・者の就学の道が拓けそう ③

当県の教委が、学齢超過義務教育未就学者の就学を来年度から実施予定との情報に接した。

自分の知る限りでは、全国的には11番目の実施県になるかな？

この問題については、先に「過齢未就学児・者の就学の道が拓けそう（HP「雑学 BN」の福祉・教育・医療関係（IV）、2008.05.11.：参照）」と「過齢未就学児・者の就学の道が拓けそう ②（HP「雑学 BN」の福祉・教育・医療関係（V）、2009.08.04.：参照）」で触れたことがあるだけに、今回の情報は率直に喜ぶたい。

さて、平成25年8月までの施行を目指して、障害者自立支援法に代わる障害者に係る総合的な福祉法制となる「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けて、政府内で「障がい者制度改革推進会議」が当事者を含めて議論・検討されているが、6/7開催の第14回の会議資料として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）（案）」が公表されているが、障害児の教育に関する基本的な方向の中に、次の字句を目にした。

「……。また、特別支援学校は、本人が生活する地域にないことも多く、そのことが幼少の頃から地域社会における同年齢の子どもと育つ生活の機会を失わせたり、通常にはない負担や生活を本人・保護者に求めたり、地域の子どもたちから分離される要因ともなっている。

障害者が地域の学校に就学し、多大な負担（保護者の付き添いが求められたり、本人が授業やそれ以外の教育活動に参加しにくいまま放置される等）を求められることなく、その学校において適切な教育を受けることを保障するためには、教育内容・方法の工夫、学習評価の在り方の見直し、教員の加配、通訳・介助者等の配置、施設・設備の整備、拡大文字・点字等の用意等の必要な合理的配慮と支援が不可欠である。

障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合のほか、盲人、ろう者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める。……。注：いわゆる「二重学籍」が可能）」

この方向で法整備が進み、障害児が地域の学校に就学するのがごく当たり前の社会、時代が一日も早く来ることを切に願う。